

令和元年 7 月 8 日
記者発表資料

平成 31 年定期監査の中間結果について

監査委員は、平成 31 年 1 月 15 日から令和元年 5 月 7 日までの間に、出先機関 354 か所のうち 77 か所について、定期監査を実施し、20 か所で 30 件の指摘事項が認められました。

【平成 31 年定期監査の中間結果】

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項		要改善事項	
	箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
77	20	30	20	29	1	1

(参考) 平成 30 年定期監査の中間結果

98	23	34	21	32	2	2
----	----	----	----	----	---	---

不適切事項とは、「法令に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しません。

1 特記すべき不適切事項

(1) 金額的に特記すべき事案

- ・ 支払不足が 10 万円以上のもの 1 件

所得税及び復興特別所得税の未徴収・未納付

- 歳計外現金事務において、個人事業者である設計士と締結した設計監理業務委託契約の対価 13,601,520 円のうち前払金 4,080,000 円の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税 1 件、669,322 円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税 38,600 円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

(環境農政局 神奈川県畜産技術センター)

- ・ 収入又は支出に関する指摘で、規模が 100 万円以上のもの . . . 2 件

収入の遅れ

- 収入事務において、児童福祉施設措置費負担金（平成 30 年 4 月分から同年 9 月分まで）12 件、44,552,012 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園)

支払の遅れ

- 支出事務において、一般廃棄物処分・運搬費ほか 18 件、2,257,206 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行ってなかった。その結果、遅延利息 7 件、2,400 円を支払っていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園)

(2) 内容的に特記すべき事案

- ・同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われた事案・・・4件

督促状の未発行又は発行の遅れ

- 収入事務において、公園使用料及び海岸使用料の収入未済2件、17,190円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、公園使用料の収入未済1件、16,956円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)

支払の遅れ

- 支出事務において、一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。【再掲】

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園)

使用許可の遅れ

- 財産管理事務において、電柱の設置などのための行政財産使用許可9件に係る更新許可(許可期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで又は平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、使用料計44,418円)について、平成30年3月29日までに許可を行うべきところ、同年6月26日に行っていた。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)

許可申請者への教示誤り

- 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが128件あった。

(企業庁 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所)

2 要改善事項

- ・事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案・・・1件

公園使用料の調定に関する件

神奈川県立葉山公園における駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、平成29年4月から平成30年3月までを対象期間とする分の調定を翌年度である平成30年4月に行っていた。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)

平成31年定期監査の中間結果の詳細については、別添のとおりです。なお、残りの出先機関277か所及び本庁機関209か所については、今回報告分を含めて、10月上旬に改めて結果の概要をお知らせする予定です。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 守屋 電話 045-285-5053

副課長 鈴木 電話 045-285-5054